

# 牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画について

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)第7条

## I 計画策定について

近年、牡鹿半島ではニホンジカ(以下、「シカ」という。)の生息数の急増により農林業・生活環境被害の増大、生息域の半島外への拡大が見られる。また、生息数増加による下層植生への食圧の増大は林床崩壊さらには土砂崩落を招き、将来的には県内有数の出荷額を誇る同地域の養殖業への被害も憂慮されることから、当該地域のシカを適正に管理し、被害を軽減し人との軋轢を解消し、シカを含めた生物の多様性を図るため「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」(以下「計画」という。)を策定するもの。

## II 計画の概要

### 1 背景と現状

- シカは江戸時代までは県内に広く生息していたが、乱獲等により生息数及び生息域を縮小させ牡鹿半島及び金華山にのみ生息するようになった。しかし、近年、牡鹿半島において急速に個体数及び生息域を拡大し、農林業被害のみならず夜間に道路への飛び出しによる車両衝突事故や庭木への食害など生活環境被害も増大させ、人との軋轢が増大している。
- 要因としては、①メス保護(H19.6 狩猟規制解除)と高い繁殖力、②狩猟者以外の野犬等天敵の消滅や少雪による子ジカの死亡率低下、③風倒木や伐採跡地、耕作放棄地の増加と管理不足によるエサ資源の増加などが考えられる。

### 2 計画期間

平成20年1月1日から平成24年3月31日まで

個体数調整に係る事項は、平成20年1月1日から平成22年10月31日まで

※モニタリング調査等をとおして延長予定

### 3 計画対象区域

石巻市、女川町(島嶼を除く。)

### 4 保護管理の目標

シカのみならず当該地の自然植生を含めた生物多様性を確保しつつ、住民が安心して日常生活や生産活動が営めることを目標に、高い捕獲圧とメスの捕獲誘導による個体数の低減と生息域の縮小、シカの生態に則した被害防除対策、生息地の適正管理の推進、計画達成状況の検討・評価を行う。

**保護管理地区＝半島内** — 適切な密度、生息数による保護管理 —

※ 自然植生への影響が余り目立たない密度＝3～5頭/km<sup>2</sup>(半島内100km<sup>2</sup>×3～5頭＝300～500頭)

当面の目標は**1000頭以下を目指す**(現段階では不確定要素が多数であるため。)

**侵出抑制地区＝半島外** — 生息域拡大の阻止(個体の排除) —

他地域への拡大の拠点となることから**極力シカが生息しない状況を目指す**。

### 5 個体数管理

- 狩猟期間延長** 11月15日から2月15日までの狩猟期間をシカに限り2月末日まで延長する。
- 狩猟制限緩和** メスの捕獲を推進するため、現行の1人1日1頭の制限を、1人1日メス2頭又はオス1頭+メス1頭までとする(オス2頭は不可。)
- 特例休猟区** 計画対象区域内で指定される休猟区のうちシカによる被害が確認されている休猟区については関係機関の合意によりシカの狩猟ができる区域に指定。

- ・ **狩猟者確保** 農林業被害者を主対象に臨時のわな免許試験を開催するなど狩猟者の確保を図る。
- ・ **わな捕獲の推進** 現在、県内のシカの捕獲方法は、そのほとんどが銃器によるものであるが、狩猟者の高齢化や銃所持規制強化を踏まえ、銃器以外の安全で効果的な「わな」による捕獲方法の技術向上と普及を図る。
- ・ **自己防衛体制整備の検討** 被害農林家自らが自己の農林地を守るための体制整備を図るため、「わな猟」免許の普及、安全で効果的な「わな」の架設方法の開発及び当該「わな」に掛ったシカの処分方法について体制整備の検討を行う。

## 6 被害防除対策

個体数管理だけで被害を低減することは困難であることから、専門家や研究機関の協力のもと、適切で効果的な防鹿柵等の普及を図る。また、幹線道路脇の空き地（緑の平地）がシカの飛び出し事故を誘引していると考えられることから、その管理方法の開発を行う。

## 7 生息地の適正管理

風倒木や伐採跡地、耕作放棄地等の増大と管理不足がシカのエサ供給源や隠れ場等になることから、その管理や利用方法について多方面から検討を行う。

## 8 資源活用・残渣の適正処理

捕獲したシカについて自然からの贈り物との観点で、その有効利用を図るための、衛生的な処理や流通のための環境整備や消費方法の検討を行う。また、残渣の適正処理の徹底を図る。

## 9 その他保護管理のために必要な事項

- ・ **調査研究** 計画の推進には科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠であることから、捕獲、農林業・生活環境被害状況や生息・植生調査等を実施する。
- ・ **計画の検証** 特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会シカ部会を設置し、上記調査等について検討・評価を行い、目標の達成状況や各種施策の見直しを行う。
- ・ **計画の推進体制** 地域住民、行政機関、狩猟団体、農林業団体等が相互に連携・協力できる体制整備を図る。